平成２２年（フ）第１９０９号
札幌市東区北50条東３丁目１番８号　松原マンション３号
債務者　吉田エイ子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１７５号
札幌市手稲区前田７条12丁目５番18―206号
債務者　大平実喜男
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３９４号
札幌市白石区東札幌２条５丁目12番２号　サンライズマンション２階26号
債務者　石澤　　昭
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６２号
札幌市白石区本郷通７丁目北１番15―202号
債務者　中川サダ子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０３号
札幌市白石区川下３条４丁目６番22号　ラルジュスズキⅢ―101号
債務者　渡辺美洋子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７４号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目１番34号　メゾンルナール201号
債務者　宮崎　昌宏
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５９６号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番38―1001号
債務者　緒方　徹二
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７２号
北海道千歳市日の出３丁目16番10号
債務者　笹村　敏明
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７３号
北海道千歳市日の出３丁目16番10号
債務者　笹村　幸惠
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０６号
北海道千歳市清流５丁目３番８号
債務者　坂本　一彦
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６６号
札幌市中央区南７条西12丁目１番１―402号
債務者　白木　　宏
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７７２号
札幌市北区屯田９条５丁目６番３―207号
債務者　豊島由佳里（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７９８号
札幌市北区屯田５条７丁目１番65号
債務者　渡辺　育子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２０号
札幌市北区北24条西２丁目１番３―412号
債務者　中村　直生
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８３９号
札幌市南区簾舞４条３丁目３番１号
債務者　福谷　正幸
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８８３号
札幌市南区澄川４条１丁目２番39号　ドミトリ澄川101号
債務者　金子　幸枝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８９８号
札幌市北区新川１条４丁目３番20号　コーポ新川１・４―102号
債務者　本村由美子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０１号
札幌市南区澄川５条12丁目６番17号　メゾン澄川Ｂ―205
債務者　清野　　篤
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部